

浜松市住民主体サービス事業補助金の手引き 主な改訂点

(改訂日：令和6年4月1日)

【改訂点①】 継続利用要介護者の実利用者への追加（手引き P1、P10、P14）

継続的に住民主体サービスを利用している方は、要介護1～5の認定を受けても、サービスの利用をケアプランに位置付けることで、実利用者数に含めることができるようになりました。（継続利用要介護者）

【改訂点②】 通所サービスの条件追加（手引き P2）

通所サービスの条件として「要支援者、事業対象者及び継続利用要介護者1人あたり月に1回以上サービスを提供」することを追加しました。

【改訂点③】 許可又は登録を要しない運送の条件変更（手引き P7）

訪問サービスや通所サービスに付随して送迎を行う場合、訪問サービスや通所サービスの利用料のほかに、送迎の実費相当分（※）を、利用者から受け取ることができるようになりました。

※実費…運送に必要なガソリン代等の燃料費、有料道路使用料、駐車場代、移動サービス専用保険料、運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代）

【改訂点④】 保険料区分の追加（手引き P8）

保険料の区分に「自動車保険料」を追加しました。移動支援サービス専用自動車保険若しくはサービス提供でのみ使用する車両の自動車保険の加入に要する保険料のうち、保険料相当分として利用者から徴収した額や地区社協補助金等の他制度補助金等充当額を差し引いた額が補助対象経費となります。ただし、移動支援サービス（ア）を除きます。

【改訂点⑤】 16人以上の補助限度額の追加（手引き P10）

16人以上の補助限度額「年間72万円（6万円×月数）」を追加しました。

【改訂点⑥】 補助限度額計算方法変更（手引き P10）

補助限度額を「単価×月数」に変更しました。この変更に伴い、補助対象期間内でサービスを実施できなかった月があっても、サービス実施月数に応じて補助金を申請できるようになりました。一方で、年度途中申請や休止・廃止の場合、サービス実施月数に応じた補助限度額となります。

【改訂点⑦】 様式変更（手引き P21）

「第1号様式 補助金交付申請書」の様式を変更しました。